

広
報

あぐい

2018

4月1日号

No.1195



主な内容

- 2ページ** 春の全国交通安全運動
期間は4月6日～15日です。交通安全を心掛けてください。
- 7ページ** 固定資産価格の縦覧
土地・家屋の評価額などを登録した帳簿を4月2日から縦覧します。
- 8ページ** 国民年金保険料の変更
4月からの保険料月額などをお知らせします。
- 9ページ** 高齢者肺炎球菌予防接種
接種費用を補助します。肺炎予防のため、予防接種を受けましょう。

おひなさまクレープの完成

阿久比町の魅力を体感してもらおう「阿久比プレイガーデンプロジェクト」の一つ「あぐいっしょクッキングスクール」が、3月3日に役場芝生広場で開催されました。青空の下、料理研究家の鈴木あすなさん(写真左)を講師に迎え、参加した44組の家族が協力して、町内で育てられたおいしいれんげ米や、新鮮な野菜などを使ったひな祭り料理に挑戦しました。

春の全国交通安全運動

4月6日(金)～4月15日(日)

自転車は 免許が無くても 車だよ!

新しい年度が始まると不慣れな交通環境で通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配されます。また、気候がよくなり、花見などの行楽で外出する機会が増えることから、飲酒運転による交通事故も懸念されます。

そこで、春の全国交通安全運動を実施して、交通事故の防止を図ります。町民の皆さん一人一人が交通安全に対する意識を高め、交通事故の防止に努めてください。



歩行者・自転車利用者の皆さんへ ～交通事故から身を守るために～

- ▽道路を渡るときは、ハンドアップ!
- ▽反射材 自分をアピール 防ぐ事故
夕方や夜間に出掛ける際、反射材を着用しましょう
- ▽自転車は 免許が無くても 車だよ!
自転車も車両です。自転車安全利用5則など、ルールをしっかりと守って安全に利用しましょう

【自転車安全利用5則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

ドライバーの皆さんへ ～交通事故を起こさないために～

- ▽子どもの動きに注意しよう!
道路への飛び出しなど、子どもの動きに注意しましょう
- ▽カラダの変化を自覚しよう!
運転に不安を感じる方は、運転免許証の自主返納を検討しましょう

街頭啓発活動にご協力ください

「県内一斉大監視」を4月9日(月)に実施します。県内主要交差点とその付近で一斉街頭啓発を行います。ご協力をお願いします。

- 日時 4月9日(月)午前7時30分～午前8時
- 場所 お近くの主要交差点

■問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)

春の安全なまちづくり県民運動 4月1日(日)～4月10日(火)

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」の3N(ない)運動をスローガンに、地域が一体となって犯罪の減少を目指しましょう。

特殊詐欺の被害防止

平成29年中の愛知県内の特殊詐欺の状況は、認知件数が648件、被害総額は約10億9,000万円です。このうち、半田警察署管内の認知件数は23件で、被害総額は約6,400万円です。

ここ最近、架空請求のハガキによる被害が発生しています。身に覚えのないハガキやメールなどが届いても、記載された電話番号に連絡せず、家族や警察に相談してください。



住宅対象侵入盗の防止

平成29年中の半田警察署管内の住宅対象侵入盗の認知件数は113件です。出掛けるときや就寝するときはもちろん、在宅中も必ずカギをかけましょう。CP建物部品と呼ばれる防犯性能が高い建物部品を取り付けると、さらに防犯効果が高くなります。



防犯診断の実施

半田警察署では、住宅対象侵入盗の被害防止のため、警察官がご自宅を訪問し、防犯についてのアドバイスをする防犯診断を実施しています。ご希望の方は半田警察署生活安全課までご連絡ください。

申し込み・問い合わせ先

半田警察署 ☎(21)0110



アグピー号だより

vol.32

春の祭礼による「アグピー号」の遅れの見込みについて

春の祭礼に伴う交通規制の影響で、次の「アグピー号」については遅れが見込まれます。道路渋滞などにより、他の便についても遅れが発生することがあります。



祭礼により遅れの見込まれる「アグピー号」

日にち	地区	便	阿久比駅前出発時刻	混雑が予想されるバス停
4月21日(土)	大古根	ブルーライン(156便)	17:40	アピタ、南部小学校
4月22日(日)	大古根	ブルーライン(152便)	10:45	南部小学校、植大徳吉
		ブルーライン(154便)	14:10	南部小学校、植大徳吉
		ブルーライン(155便)	15:55	植大徳吉、矢口公民館
4月29日(日・祝)	横松	オレンジライン(255便)	15:55	ハーブ内科皮フ科、竹内整形外科・内科

運行状況の問い合わせ先 大興タクシーバス事業部知多営業所 ☎0562(57)1870
 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)

汲み取り式のトイレを使用している方へ

～し尿汲み取りには、し尿汲取券が必要です～

- ▽し尿汲取券は18リットル分で1枚120円、仮設の場合は9リットル分で1枚120円です。一覧表にある阿久比町し尿汲取券取扱所で購入してください。
- ▽汲み取り日にはあらかじめ、し尿汲取券に申込者の印を押し、作業終了後、し尿汲み取り業者(町委託業者)に渡してください。
- ▽し尿汲み取り時に、現金での支払いはできません。

平成30年度阿久比町し尿汲取券取扱所一覧表 (4月1日現在・敬称略)

地区名	取扱所店名など	代表者
横松	(有)光電	水野慎一
宮津	田中屋	田中芳朗
板山	(有)マルショー商会	榊原武雄
福住	サンフローラ	竹内進
白沢	字東豊石山	榊原富子
	白沢区民館	佐藤文子
草木	草木公民館	区長
	筆三	竹内かづ子
	榊源商店	竹内銓
	魚与	都筑宰
卯之山	お茶の川一	川口宗一
阿久比	字北下川(阿久比神社)	吉松敏春
椋岡	(有)マルカ櫻屋商店	榊原和宏
高岡	大字高岡	副区長
植	こんどう	近藤義子
大古根	美芳洋装店	新美久美子

役場建設環境課(庁舎2階)でも販売しています。

問い合わせ先
 建設環境課環境係 ☎(48)1111(内1211・1212)

し尿汲み取りの申し込み方法

- ▽阿久比町し尿汲取券取扱所で申し込んでください。
- ▽月曜日～水曜日の汲み取りは前週の金曜日までに、木曜日・金曜日の汲み取りはその週の火曜日までに申し込んでください。
- ▽汲み取り日には、し尿汲取券と清掃用の水(バケツ2～3杯)を必ず用意してください。作業しやすいように、汲み取り口と道路の整理整頓をお願いします。
- ▽冠婚葬祭や雨水が入るなど急に汲み取りが必要になったときは、建設環境課または直接し尿汲み取り業者に申し込んでください。

【し尿汲み取り業者】 (株)アグメント ☎(48)3594

平成30年度し尿汲み取り計画

地区	汲み取り日(予定)
横松・萩・宮津	毎月第2・第4木曜日と金曜日
板山・福住・白沢・坂部・卯之山	毎月第2・第4月曜日、火曜日、水曜日
草木	毎月第1・第3木曜日と金曜日
阿久比団地	毎月第4月曜日、火曜日、水曜日
阿久比・椋岡・矢口・高岡・植・大古根	毎月第1・第3月曜日、火曜日、水曜日

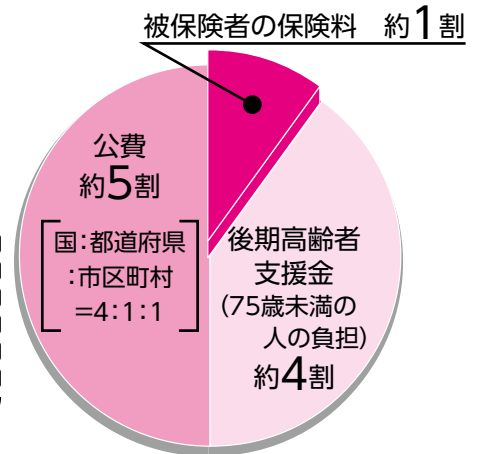
※年未年始(12月29日～1月3日)は汲み取りできません。

後期高齢者医療制度の保険料率などの改定について

後期高齢者医療制度でかかる医療費(診療を受けたときの自己負担額を除く)は、国・都道府県・市区町村が負担する公費「約5割」、75歳未満の方が負担する後期高齢者支援金で「約4割」を賄い、残った「1割」分を後期高齢者医療制度の被保険者が納める保険料で負担しています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としています。期間の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

後期高齢者医療制度の財源



※医療機関で支払う自己負担額は除く

平成28・29年度の保険料率 ▽均等割額 46,984円 ▽所得割率 9.54%	➔	平成30・31年度の保険料率 ▽均等割額 45,379円 ▽所得割率 8.76%
--	---	--

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者のそれぞれの所得に応じて負担する「所得割率」を合計して、個人単位で計算されます。

平成30年度の保険料賦課限度額は62万円です。(平成29年度は57万円)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人当たりの保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \text{限度額 62万円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{45,379円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{[所得金額-基礎控除額(33万円)]} \times 8.76\% \\ \hline \end{array}$$

保険料の軽減

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を次のとおり軽減します。

- 収入状況や世帯の構成によって、基準が異なります。
- 65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。
- ※平成30年度から「5割軽減」と「2割軽減」の対象が拡大されました。

- ▽【9割軽減(40,842円軽減)】 所得金額の合計が33万円以下で、被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がない)の場合
- ▽【8.5割軽減(38,573円軽減)】 所得金額の合計が33万円以下で、9割軽減に当てはまらない場合
- ▽【5割軽減(22,690円軽減)】 所得金額の合計が33万円を超え、「33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)」以下の場合《拡大前は「33万円+(27万円×世帯主を除く世帯の被保険者数)」》
- ▽【2割軽減(9,076円軽減)】 所得金額の合計が33万円を超え、「33万円+(50万円×世帯の被保険者数)」以下の場合《拡大前は「33万円+(49万円×世帯の被保険者数)」》

所得割額の軽減

※これまで一定の所得以下の方の所得割額を軽減してきましたが、平成30年度から制度の見直しにより、所得割額軽減制度は廃止されます。

職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減

これまで職場の健康保険などの被扶養者で、自分の保険料を納めていなかった方は、保険料の被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額が課せられません。

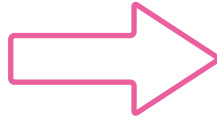
※軽減割合については、制度の見直しにより、平成30年度から7割軽減から5割軽減となります。

年金所得者の保険料額の計算モデル

【夫婦共に被保険者の世帯で、妻の年金収入が80万円以下(その他所得がない)の場合】

▽夫の年金収入780,000円の時

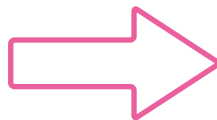
《平成29年度》
 夫の保険料 4,600円
 (均等割額(9割軽減) 4,698円)
 妻の保険料 4,600円
 (均等割額(9割軽減) 4,698円)



《平成30年度》
 夫の保険料 4,500円 100円減
 (均等割額(9割軽減) 4,537円)
 妻の保険料 4,500円 100円減
 (均等割額(9割軽減) 4,537円)

▽夫の年金収入1,680,000円の時

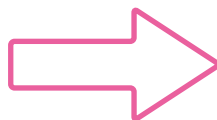
《平成29年度》
 夫の保険料 18,400円
 (所得割額(2割軽減) 11,448円)
 (均等割額(8.5割軽減) 7,047円)
 妻の保険料 7,000円
 (均等割額(8.5割軽減) 7,047円)



《平成30年度》
 夫の保険料 19,900円 1,500円増
 (所得割額 13,140円)
 (均等割額(8.5割軽減) 6,806円)
 妻の保険料 6,800円 200円減
 (均等割額(8.5割軽減) 6,806円)

▽夫の年金収入2,700,000円の時

《平成29年度》
 夫の保険料 158,600円
 (所得割額 111,618円)
 (均等割額 46,984円)
 妻の保険料 46,900円
 (均等割額 46,984円)



《平成30年度》
 夫の保険料 147,800円 10,800円減
 (所得割額 102,492円)
 (均等割額 45,379円)
 妻の保険料 45,300円 1,600円減
 (均等割額 45,379円)

保険料の納め方

特別徴収

年金額が年額18万円以上あり、介護保険料と合わせた保険料額が「年金額の2分の1」を超えない方は、年金から天引きされます。

年度の途中で、75歳になった方、町外から転入された方などは、一定期間特別徴収にはなりません。

年6回の年金定期払いの時に、年金受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

4月(第1期)	【仮徴収】
6月(第2期)	前年の所得が確定するまでは、平成30年2月と同額を3回分仮徴収として納めます。
8月(第3期)	

10月(第4期)	【本徴収】
12月(第5期)	前年の所得が確定後、年間の保険料から仮徴収分を引いた額を3回に分けて納めます。
2月(第6期)	

普通徴収

口座振替や納付書で個別に納付します。

7月に当該年度の保険料が決定され、当月～翌年2月(7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月)の8回で納めます。

保険料納付方法の選択

特別徴収(年金から天引き)に替えて「口座振替」による普通徴収を選択することができます。希望される方は、支払方法変更の申請と口座振替の手続きが必要です。

家族などの口座から振替に変更した場合、社会保険料控除の適用は「振替口座の名義人」になります。

口座振替が便利です

「預(貯)金通帳」「通帳印」「保険証」を持参し、取扱金融機関または住民福祉課福祉医療係の窓口で手続きしてください。

■ 問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48) 1111 (内1119・1120)

平成30年度 固定資産税・都市計画税について

【固定資産税】

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

【都市計画税】

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てる税金です。原則、市街化区域内に所在する土地、家屋が対象で固定資産税と合わせて納めます。

税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{軽減税額}$$

▽課税標準額…固定資産評価額(特例措置の適用により評価額より低くなる場合があります。)

▽税率…固定資産税1.4%、都市計画税0.3%

▽免税点…市町村の区域内に同一人が所有する固定資産の課税標準額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合には、課税されません。

住宅用地の課税標準額および新築住宅の減額措置について

住宅用地とは、住宅の敷地として利用されている土地で、専用住宅や併用住宅の敷地です。

新築住宅の減額措置の対象は、専用住宅や併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上)で、床面積が50㎡(一戸建以外は40㎡)以上280㎡以下の家屋です。

(1) 住宅用地は、土地の課税標準の特例措置が設けられています。(表1)

(2) 宅地などの課税標準額が、評価替えによって税負担が急増しないよう調整措置をしています。(表2)

※負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{現年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}}$$

(3) 新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。(表3)

表1 土地の課税標準の特例率

区分	特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200㎡以下の部分の住宅用地)	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$
一般住宅用地 (200㎡を超える部分の住宅用地)	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$

表2 負担調整措置の区分表

負担水準	課税標準額
100%以上	評価額×住宅用地の特例率
100%未満	①評価額×住宅用地の特例率 (=本来の課税標準額) ②前年度課税標準額+本来の課税標準額×5% ①、②のうち、低い方を該当年度の課税標準額とします。

表3 新築住宅の減額

減額される範囲	対象税額	減額率
住宅部分の床面積が120㎡以下	全額	$\frac{1}{2}$
住宅部分の床面積が120㎡超	120㎡相当税額	

減額期間	
一般住宅	3年度分
認定長期優良住宅	5年度分
3階以上の中高層耐火住宅	5年度分
認定長期優良住宅	7年度分

平成30年度税額の計算例

市街化区域に180㎡の住宅用地(評価額1,200万円)を所有し、床面積110㎡の住宅(評価額900万円)を平成29年に新築した場合(前年度課税標準額などは表4のとおり)

(1)平成30年度固定資産税課税標準額と軽減税額

【土地】 負担水準が100%未満なので、評価額に表1の特例率(6分の1)を乗じ、表2の下段算定式で計算します。

課税標準額は

$$180万円 + (1,200万円 \times 1/6 \times 5\%) = 190万円$$

【家屋】 課税標準額は評価額と同額の900万円です。床面積が120㎡以下のため、全額が2分の1の減額措置の対象となります(表3を参照)。

軽減税額は $900万円 \times 1.4\% \times 1/2 = 6万3,000円$

(2)平成30年度都市計画税課税標準額

【土地】 負担水準が100%以上なので、評価額に表1の特例率(3分の1)を乗じ、表2の上段算定式で計算します。

課税標準額は $1,200万円 \times 1/3 = 400万円$

【家屋】 評価額=課税標準額です。

課税標準額は**900万円**

したがって、年税額は表5のとおりです。

■問い合わせ先 税務課固定資産税係
☎(48)1111(内1109・1110)

表4 前年度課税標準額

前年度固定資産税課税標準額	180万円
固定資産税の負担水準	90%
前年度都市計画税課税標準額	400万円
都市計画税の負担水準	100%

表5 年税額

区分		固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地①	190万円	400万円
	家屋②	900万円	900万円
	合計③(①+②) (千円未満切り捨て)	1,090万円	1,300万円
税率④		1.4%	0.3%
算出税額⑤(③×④)		15万2,600円	3万9,000円
軽減税額⑥		6万3,000円	—
年税額⑦(⑤-⑥) (百円未満切り捨て)		8万9,600円	3万9,000円
年税額		12万8,600円	

固定資産価格の縦覧などを行います

土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者)が、町内の他の土地・家屋との価格(評価額)の比較ができるように、平成30年度の土地・家屋の価格などが登録されている「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧します。

■場所・期間 税務課窓口・4月2日(月)～5月1日(火)(土曜日・日曜日、祝日を除く)

■時間・手数料 午前8時30分～午後5時15分・無料

■縦覧の対象

- ▽土地の所有者は、土地の所在、地番、地目、地積、価格が記載された「土地価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
- ▽家屋の所有者は、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格が記載された「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。

■必要なもの

- ▽納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
- ▽納税者本人以外の方は、委任状と代理人本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の納税者本人に関する部分は、いつでも閲覧できます。借地人・借家人なども閲覧できます。

■場所・期間 税務課窓口・月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

■手数料 200円【縦覧期間内(4月2日～5月1日)は無料】

■必要なもの

- ▽納税者本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
- ▽納税者本人以外の方は、委任状と代理人本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
- ▽借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要です。

審査の申出

自己所有の固定資産の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。

審査申出期間は、4月2日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間です。(ただし、平成30年度に新しく登録された価格に限ります)

■問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)1111(内1109・1110)

国民年金の保険料が変わります

国民年金とは

20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。加入者は、3つの種別に区分され、それぞれ保険料の納付方法や届出先が異なります。

種別	対象者	納付方法	届出先
第1号被保険者	自営業者、農林漁業者、学生など	全額自分で納付 (日本年金機構から送付される納付書による現金納付のほかに、口座振替納付やクレジットカード納付もあります)	役場 住民福祉課国保年金係
第2号被保険者	会社員、公務員など (厚生年金加入者)	給料から天引きされた本人負担分と事業主負担分を合わせて勤務先が納付	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	第2号被保険者の勤務先が納付	第2号被保険者の勤務先

平成30年度の国民年金第1号被保険者の保険料は

月額 16,340円です (平成29年度から150円引き下げ)

前納制度

国民年金の保険料は翌月末が納期限となっていますが、まとめて前払いすると割引になる前納制度があります。納付方法は、納付書での現金納付・口座振替納付・クレジットカード納付の3種類です。前納の種類には、6カ月・1年・2年前納があり、いずれかを選択できます。口座振替納付の場合のみ、当月末振替(早割)を選択することもできます。口座振替納付とクレジットカード納付の前納には申込期限があり、前期6カ月(4～9月分)・1年・2年前納は2月末日、後期6カ月(10～3月分)前納は8月末日となっています。

免除・学生納付特例制度

所得の少ない方や学生の方で、保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。免除または猶予が承認されると、未納の場合と違い、受給資格期間に算入されます。ただし、制度ごとに所得制限などがあるので、承認されないこともあります。

問い合わせ先

半田年金事務所 ☎(21) 2322

住民福祉課国保年金係 ☎(48) 1111(内1116)

種類	納付額	年金反映額
全額免除	0円	全額納めた場合の8分の4
4分の3免除	4,090円	全額納めた場合の8分の5
半額免除	8,170円	全額納めた場合の8分の6
4分の1免除	12,260円	全額納めた場合の8分の7
納付猶予・学生納付特例	0円	年金額に反映されません

※年金額反映額は平成21年4月以後の期間の場合です。

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

高齢者肺炎球菌の予防接種はお済みですか。接種費用の補助を希望される方は、予診票が必要ですので、事前に保健センターへお越しください。

これまでに町の補助を受けて接種したことのある方は、対象となりません。

■ **補助期間** 4月2日(月)～平成31年3月30日(土)

■ **補助対象**

次の①～③のいずれかに当てはまる方

定期接種

①平成30年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方

②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓または呼吸器の機能障害(身体障害者手帳1級程度)のある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害のある方

※定期接種対象の方は、事前に申請をすれば、町外医療機関でも接種を受けられる場合があります。ご希望の方は、事前に保健センターにご相談ください。

任意接種

③65歳以上の方で、①に当てはまらない方(予診票発行の際には、印鑑が必要ですので、必ずお持ちください)

■ **補助回数** 1回

■ **自己負担額** 2,000円(接種費用8,000円のうち6,000円を町が補助します)

生活保護世帯、住民税非課税世帯の方については、費用を全額補助します。印鑑と次の(1)～(3)のいずれかをお持ちいただき、接種前に保健センターで手続きをしてください。

(1) 個人番号カード

(2) 個人番号通知カード+※本人確認できるもの

(3) 本人の個人番号が記載された「住民票の写しの原本」または「住民票記載事項証明書」+※本人確認できるもの

※本人確認できるものとは、ア、イのいずれかのものとなります。

ア 運転免許証、パスポートなど官公署などが交付した写真付きのもの1種類

イ 各種保険証、年金手帳など官公署などが交付した写真の付いていないもの2種類(氏名および住所または生年月日の記載されたもの)

■ 接種を受ける時の持ち物

予診票、健康保険証、診察券(お持ちの方のみ)

■ 予防接種実施医療機関(日曜日・祝祭日は休診)

医療機関名	電話番号
飯塚医院	☎(48)2131
東ヶ丘クリニック	☎(48)5551
山田内科	☎(48)3737
浅井外科	☎(48)8787
阿久比クリニック	☎(48)8866
ハーブ内科皮フ科	☎(48)9074
高津耳鼻咽喉科	☎(49)2525
渡辺クリニック	☎(48)0202
岡田ハートクリニック	☎(49)2100
竹内整形外科・内科クリニック	☎(47)1275
眼科富田クリニック	☎(49)3322
あぐい南クリニック	☎(49)0373
すみやクリニック	☎(49)3154
あぐい小児科クリニック	☎(89)2020
於大クリニック阿久比	☎(49)3811

■ 問い合わせ先

健康介護課保健係(保健センター)

☎(48)1111(内1520・1521)

安全で住みよい
まちづくり

防災への意識改革

Vol.302

町防災講演会を開催しました

町防災講演会が2月10日にアグピアホールで行われ、熊本在住で防災士として活躍する柳原志保さんが、東日本大震災と熊本地震の被災体験を伝えました。今回は、柳原さんの体験談の一部と関連したアドバイスを紹介します。



▽避難所は避難している人たちが運営します。小さなことでも良いので、一人一人が役割を持てるようにすることが大切です。

「いいよ、おじいちゃん座ってて。私がやってあげる」は、ほどほどに

○「一定期間の適切な支援は不可欠ですが、支援し過ぎは、自立心や避難所運営に参加する機会を奪ってしまうことにもなる」

→高齢者や障がい者であっても、自分でできることはやってもらう。その人なりの工夫や知恵が必ずある。

→動くことで、エコノミークラス症候群の予防にもなる。

▽「助ける側も被災者」であることを忘れず、自分でもなんとかする力を持つことが大切です。

「忘災」～災いを忘れさせない～

柳原さんは「子どもたちや次世代が、同じことで困らないように、伝え続けていく義務が私たちにはある。『やってあげればよかった』と後悔しないために、災害が起きる前に行動を」と呼び掛けました。



意外と使える公衆電話

○「東日本大震災の時、携帯電話はつながりにくかったが、公衆電話はつながった」

- 公衆電話がどこにあるかを確認しておく。
- 子どもは使い方が分からないので教えておく。
- 小銭を用意しておく。

▽無事であれば必ず会える。焦り過ぎないことも大切です。

生理用品は「ぜいたく品」と言われた

○「熊本のある避難所では、男性のみで物資の管理を行い、女性の声が届きにくかった」

- 女性や子育て世代も避難所の運営に関わる。
- 生理用品を置くため、トイレに棚を作る。下着は、女性だけを集めた場所で自由に選んでもらうなどの工夫が必要。

町消防団観閲式を開催しました

町消防団観閲式が3月11日にアピタ阿久比店駐車場で行われました。東日本大震災の犠牲者に黙とうをささげた後、消防団員による分列行進や小隊訓練、放水訓練が行われました。団員らは、統率の取れた機敏な動きでそれぞれの訓練に臨んでいました。訓練を見守った町長は「訓練で培った力を発揮し、これからも地域防災の要として、まちの安全・安心を支えてください」と訓示しました。

【表彰者】(敬称略)

- 半田警察署管内消防警察協議会長表彰
松浦健悟、青木秀斗、竹内優輔、瀧塚政斗
- 阿久比町長表彰(功労章)
佐藤克憲、田中勇、木村琢也、竹内幹也、小澤真也、新美勝正、春日充
- 阿久比町消防団長表彰
新美渉、田中登夢、魚住啓太、竹内義泰、橘大樹、中村千裕、南太郎



観閲を受ける団員

防災行政無線情報は電話でも

防災行政無線が聞き取りにくい場合は、**☎(48)7030**で確認してください。最新のメッセージを聞くことができます。

防災交通課 ☎(48) 1111 (内1210)





幼保小中一貫教育プロジェクト

事務局発 平成29年度活動報告

阿久比町が「幼保小中一貫教育プロジェクト」を始めて13年。このプロジェクトは「阿久比町内全ての大人が関わり、阿久比町全体が学びやとなって、子どもを育てること」を目指しています。今までに過去4回全国発表を行い、昨年度から第5期の取り組みを行っています。

第5期のテーマは、第4期までのテーマに「新化」を加え「進化・深化・新化」として実践を進めています。従来の各部による取り組みの継続に加え、新たに啓発連携部と特別支援教育部を設置し、現在、幼保小接続部・小中接続部と合わせて4つの部で活動しています。

平成29年度「一貫教育プロジェクト事務局」は、次の活動を行いました。

■年間活動計画の作成と組織づくり

各部の取りまとめ、年間活動計画の作成と組織づくりを行い、一貫教育を推進しました。

■新転任者研修

阿久比町の園や小中学校に新転任した保育士と教員を対象に、町が進める一貫教育プロジェクトについての研修会を開催しました。

■プロジェクトだよりの発行

一貫教育プロジェクトを進めるには、プロジェクトへの理解はもちろん、保育士と教員の相互理解が必要です。そのため、幼稚園、保育園、小中学校にプロジェクトだよりを配付しました。

■事務局会議の開催

活動計画と活動内容を決定し、各部に伝えました。

■教育委員会との連携(あぐい教育の日・あぐい教育週間)

11月2日の「あぐい教育の日」(町民憲章制定の日)の前後各1週間を、「あぐい教育週間」としてします。保護者や地域の方などに保育・教育への関心を高め、阿久比の教育を考える機会としてもらうため、町内の園・学校が公開保育・公開授業を行いました。

今後も、事務局として各部の連絡・調整を図っていきます。そして町内全ての方の協力を得ながら、阿久比町の子どもたちのために、一貫教育プロジェクトを推進していきます。

これが阿久比町の一貫教育プロジェクトだ！



梅の花は、阿久比町の花であり、多くの園・学校の園章・校章のデザインで使われています。

オアシススケッチ

Oasis Sketch

3/6
(火)



阿久比町の子どもたち 希望を胸に次のステージへ

3月には、町内の幼稚園・保育園で卒園式、小中学校で卒業式がありました。

3月6日に行われた阿久比中学校の卒業式では、卒業証書授与の後、藤田校長や町長などからお祝いと励ましの言葉が贈られました。そして、在校生代表からの送辞を受け、答辞を読んだのは前川一葉さん。涙をこらえながら「胸を張って新たな一歩を踏み出し、力強く前に進み、自分の新たな歴史を刻んでいきます」という決意と恩師や保護者、地域の方などへのあふれる感謝を言葉にしました。卒業生は、3年間過ごした学びやと、苦楽を共にした仲間や恩師に別れを告げ、新たな世界へと旅立ちました。

ほくぶ幼稚園の卒園式は3月16日に、小学校の卒業式は3月20日に行われました。子どもたちは4月から始まる新たな学校生活へ期待を膨らませ、思い出の詰まった園や学校から巣立っていきました。

3/16
(金)



ほくぶ幼稚園

3/20
(火)



東部小学校

3/8
(木)



2/28
(水)



特別な給食で卒業を祝う

小学校を卒業する6年生を給食で祝おうと、給食センターが「卒業お祝い給食」を町内4小学校で行いました。この日の給食は、子どもたちに人気のあるおかずやデザートの中から好きなものを選ぶバイキング形式。南部小学校では6年生全員が一つの部屋に集まり、お世話になった先生や仲間と一緒に楽しく給食を食べました。

感謝のこもった抹茶をどうぞ

ほくぶ幼稚園で「感謝茶会」が行われ、卒園を控えた年長児が感謝の気持ちを込めて、保護者に手作りのお菓子と抹茶を振る舞いました。目の前に座る保護者に喜んでもらおうと、抹茶をたてる園児らの表情は真剣そのもの。飲み終わった保護者から「おいしかったよ」と声を掛けられると、園児の顔に笑みがこぼれました。

3/10
(土)



🌸 手作りの童話の世界を楽しんで

「親子講座」が町立図書館児童室で行われ、町内外から親子連れなど約70人が参加しました。創作童話の会「しろやま」の会員が、参加者に自作の童話の読み聞かせなどをして楽しんでもらうこの講座は、今回で16回目を迎えます。

この日は会員7人の自作童話が、絵本や紙芝居などで披露されました。参加者らは、初めて聴く童話の数々を熱心に聴いていました。2年ぶりに参加した子どもは「たくさんお話が聴けて楽しかった。来年も来たいな」と話しました。参加者には「しろやま」の全会員の童話が掲載された冊子がプレゼントされました。

🌸 おいしいコーヒーの入れ方を学ぶ

第2回「くらしの講座」が中央公民館で行われ、18人が参加しました。今回は、半田市内で珈琲専門店を営む榊原一芳さん(写真 中)を講師に迎え、おいしいコーヒーの入れ方を学びました。

ペーパードリップの基本について、実演を交えながら説明する榊原さんの話を熱心に聴く参加者の皆さん。習ったとおりにドリップしたコーヒーを飲み、いつもの味との違いに感心した様子でした。コーヒーが大好きと語る男性は「ちょっとしたことで味が大きく変わることが分かりました。早速、家でも試してみます」と笑顔で話しました。

2/27
(火)



3/8 ・ 3/9
(木) (金)



2/22
(木)



🌸 入園しても元気でね

この春から幼稚園や保育園に入園する子どもとその保護者をお祝いする「入園おめでとうの会」が、子育て支援センターで行われました。2日間で52組の親子が参加し、ふれあい遊びや人形劇、同じ園に入園する友達との顔合わせを楽しみました。お祝いのプレゼントもあり、手作りのペンダントを首にかけてもらった子どもたちは、うれしそうな表情でした。

🌸 今年も健康で暮らせますように

白沢地区にある八幡社で「山の神祭り」が営まれました。境内に集まった地区の皆さんは、たき火を囲み、わらをなべて祭事で使う「ツト」を作りました。出来上がったツトを拝殿に張られた縄に掛け、10人ほどで軽く揺らしながら「山の神の頂栄(ちよえい)さ、無事息災に頂栄さ…」と唱えて1年の豊作や健康を祈りました。

3/14
(水)



投票所へ足を運んでほしい

愛知県選挙管理委員会表彰を受けた北中祥子さん(宮津山田)が、受賞報告に役場を訪れました。北中さんは、平成13年から阿久比町明るい選挙推進協議会の委員を務め、選挙に関する研修会や啓発活動に携わってきました。報告で「阿久比町でも投票率が下がっているのは残念。一人でも多くの人に投票所へ足を運んでもらえるようお手伝いしたい」と話していました。

3/2
(金)



楽しみながら学ぶ年中行事

桃の節句をお祝いする「ひな祭り会」が、東部保育園で行われました。年少から年長までの園児が遊戯室に集まり、舞台上に飾られたひな人形の前で行事の由来について話を聞いた後、楽しくゲームをしたり、元気よく歌を歌ったりしました。保育室で、愛知県のご当地ひな菓子「おこしもの」作りも行い、さまざまな体験を通してひな祭り気分を味わいました。

スポーツ村開放事業 スポーツ村すこやか町民開放 ～親子の憩い、芝生の上で遊び、笑い、和やかな時間を過ごしませんか～

町民の憩いの場として、毎月第3日曜日(家庭の日)にスポーツ村の陸上競技場を無料で開放します。芝生で仲良く遊んだり、友人とバドミントンを楽しんだり、公園のように使うことができます。もちろん競技用トラックを走ることできます。

申し込み不要ですので、家族や友人とお越しいただき、楽しい時間をお過ごしください。

■開催日(毎月第3日曜日) 4月15日、5月20日、6月17日、7月15日、8月19日、9月16日
※10月以降の予定は10月1日号の広報でお知らせします。

■時間 午前9時～午後4時30分

■場所 阿久比スポーツ村陸上競技場

■注意事項 ▽ごみは各自で持ち帰ってください。

▽道具の貸し出しは行いませんので、各自でご用意ください。

▽次の行為は禁止します。

①他の人の迷惑となる行為、②ペットの入場、③スパイクの使用、

④スポーツ団体の使用、⑤火気の使用、⑥硬いボールの使用(サッカーボール、野球ボールなど)

■問い合わせ先 阿久比スポーツ村 ☎(49) 2500



平成30年度東部知多衛生組合一般会計予算をお知らせします

2市2町(阿久比町、大府市、豊明市、東浦町)で構成している東部知多衛生組合の平成30年度一般会計予算は、次のとおりです。

なお、阿久比町の負担金は、3億624万4,000円です。

(歳入)

科目	金額
分担金及び負担金	25億415万8千円
使用料及び手数料	1億8,379万9千円
国庫補助金	34億9,596万8千円
財産収入	1,470万4千円
繰越金	1,000万円
諸収入	959万1千円
組合債	67億7,460万円
合計	129億9,282万円

(歳出)

科目	金額
議会費	50万4千円
総務費	5,913万円
衛生費	12億4,664万円
事業費	115億4,187万円
公債費	1億3,467万6千円
予備費	1,000万円
合計	129億9,282万円

■問い合わせ先 東部知多衛生組合 ☎0562(83)3300

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所の利用助成のご案内

被保険者の健康を保持・増進することを目的に、協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。助成は、4月1日～翌年3月31日の1年間で、全保養所合わせて4泊までです。

利用される方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日に保養所の窓口で、後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

問い合わせ先

愛知県後期高齢者医療広域連合給付課
☎052(955)1205

協定保養所名(場所)と電話番号

- ▽豊田市 百年草(豊田市)
☎0565(62)0100
 - ▽名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島(桑名市)
☎0594(42)3330
 - ▽あいち健康の森プラザホテル(東浦町)
☎0562(82)0211
 - ▽シーサイド伊良湖(田原市)
☎0531(35)1151
 - ▽サンヒルズ三河湾(蒲郡市)
☎0533(68)4696
- ※レイクサイド入鹿は平成30年3月31日で閉館となりました。

犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください

狂犬病予防法では、飼い犬を登録し、年1回の狂犬病予防注射を受けることが定められています。

平成30年度の狂犬病予防集合注射を右表のとおり行います。登録済みの場合は、予防注射のみ受けてください。

未登録犬の飼い主や、生後91日以上犬を新たに飼い始めた方は、登録と予防注射を受けてください。

集合注射に出掛けられないときは、必ずかかりつけの動物病院などで予防注射を受けてください。

料 金

▽【予防注射】1頭3,400円(注射料金2,850円、注射済票交付手数料550円)

▽【新規登録】1頭3,000円

※当日は受け付けが混雑しますので、お釣りのないようご協力ください。

集合注射会場へ出掛ける際には

▽首輪が抜けないように十分注意してください。

▽予防注射通知書(ハガキ)にある問診票を記入して、必ず会場にお持ちください。

▽動物病院などで注射を受けるときも、予防注射通知書(ハガキ)を持参してください。

問い合わせ先

建設環境課環境係
☎(48)1111(内1211)

狂犬病予防集合注射の日時、会場

日にち	受付時間	会場
4月18日(水)	午前9時30分～午前9時50分	町立図書館駐車場
	午前10時～午前10時15分	阿久比団地南風公園
	午前10時25分～午前10時40分	福住園高台東公園
	午前10時50分～午前11時10分	宮津公民館
	午前11時20分～午前11時30分	横松公民館
	午後1時～午後1時20分	高根台集会所
	午後1時30分～午後1時45分	福住老人憩の家
	午後2時～午後2時20分	植公民館
4月21日(土)	午前9時30分～午前9時50分	オアシスセンター
	午前10時～午前10時20分	丸山公園武道場
	午前10時30分～午前10時50分	宮津山田集会所
	午前11時～午前11時30分	草木公民館
4月24日(火)	午前9時20分～午前9時40分	町立図書館駐車場
	午前9時50分～午前10時10分	陽なたの丘集会所
	午前10時20分～午前10時40分	板山公民館
	午前10時55分～午前11時10分	白沢台中央公園
	午前11時20分～午前11時30分	日生コーポ原前
	午後1時～午後1時10分	菽老人憩の家
	午後1時20分～午後1時35分	大古根公民館
	午後1時45分～午後1時55分	高岡老人憩の家
午後2時5分～午後2時20分	矢口公民館	
5月11日(金)	午前9時30分～午前10時	草木公民館
	午前10時10分～午前10時30分	白沢公会堂
	午前10時40分～午前11時	高根台集会所
	午前11時10分～午前11時25分	宮津山田集会所
	午前11時35分～午前11時50分	オアシスセンター

阿久比町のオアシス 文化の泉

阿久比町では町内で活躍する皆さんの力作をお待ちしています。どしどしご応募ください。

■**応募方法** 掲載してほしい作品などを中央公民館窓口までお持ちください。(選考は社会教育課で行います)

■**問い合わせ先** 社会教育課公民館係
☎(48) 1111 (内1501)

油絵



「さくら」 稲垣春枝さん



「花筏」 今井久美子さん



「カッパ橋」 川合誠子さん



「秋の奥只見湖」 佐藤正己さん

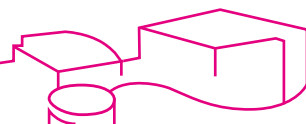


「納屋橋界限」 森英朗さん

展示
期間

4月6日(金)～17日(火)
庁舎1階ロビーに展示します。

お知らせ information



救命講習(普通救命講習Ⅰ)を開催

成人に対する心肺蘇生法やAEDの取り扱い、止血法を学びます。

詳しくは知多中部広域事務組合消防本部ホームページをご覧ください。

(成岩出張所会場)

■日時

5月12日(土)午前9時～正午

■場所 半田消防署成岩出張所

■定員 20人(先着順)

■申し込み・問い合わせ先

成岩出張所救急担当

☎(24)0119

(北部出張所会場)

■日時

5月19日(土)午前9時～正午

■場所 半田消防署北部出張所

■定員 20人(先着順)

■申し込み・問い合わせ先

北部出張所救急担当

☎(28)5119

(東浦支署会場)

■日時

5月26日(土)午前9時～正午

■場所 半田消防署東浦支署

■定員 20人(先着順)

■申し込み・問い合わせ先

東浦支署救急担当

☎0562(83)0119



防火管理講習会(甲種【新規】・乙種)を開催

■日程

▽甲種【新規】課程

6月14日(木)、15日(金)

※2日間の受講が必要です。

▽乙種課程 6月14日(木)

■場所 アイプラザ半田2階小ホール

■対象 半田市、阿久比町、武豊町、東浦町に在住または在勤の方(1事業所2人まで)

■定員 甲種・乙種合わせて80人(先着順)

■受講料 3,700円(申込時に振込用紙を配布)

■申込期間 4月16日(月)～18

日(水)各日午前8時30分～午後5時

■申し込み方法 必要事項を記入した申込書に写真1枚(縦3センチメートル×横2.3センチメートル)を貼付し、消防本部予防課または消防署各支署(阿久比、武豊、東浦)に提出してください。(郵送不可)

■申し込み・問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部予防課 ☎(21)1491



水泳教室を開催

健康増進に役立てていただくために水泳教室を開催します。詳しくは、東部知多衛生組合ホームページをご覧ください。

■開催時期 5月16日(水)～10月26日(金)の1回1時間で全16回

■対象 幼児、小学生、成人女性(全10教室)

■各教室定員 30人(先着順)

■受講料 10,000円

■申し込み方法

5月1日(火)午前9時から午後1時までの間に電話で申し込んでください。

電話による受付後、5月8日(火)～12日(土)の午後3時～午後6時の間に、受講申込書に受講料を添えて、温水プールへ提出してください。申込書はホームページからダウンロードができます。

■申し込み先

東部知多温水プール

①☎0562(44)3331

②☎0562(44)0271

③☎080(1623)3190

④☎080(4221)8756

⑤☎090(6073)1905

⑥☎090(7314)7209

■問い合わせ先

東部知多温水プール水泳教室担当 ☎0562(44)3331



緑の募金にご協力を

4月1日(日)から5月31日(木)までの「春期緑の募金期間」中に、次の場所に募金箱を設置します。ご協力よろしくお願ひします。

■設置場所 役場、中央公民館本館、勤労福祉センター(エスペランス丸山)、町立図書館

お寄せいただいた募金は、緑化木の配布やみどりの少年団の育成といった緑化推進や緑を守り育てる活動に使われます。

町では、募金にご協力いただける企業を募集しています。ご協力いただける旨を産業観光課までご連絡ください。

■問い合わせ先

産業観光課農政係

☎(48)1111(内1222)



認知症介護家族交流会「なごみ会」のお知らせ

「なごみ会」は、認知症の家族を介護している人たちが月に1度集まり、病気や介護について同じ悩みを持つ人たちと気軽に話せる会です。介護のことでお悩みの方は、参加して気持ちを楽にしませんか。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

■対象 認知症の家族を介護している方

■日時 毎月第1または第2木曜日午後1時30分～午後3時30分

平成30年度の開催日

4月5日、5月10日、6月7日、7月5日、8月2日、9月6日、10月4日、11月8日、12月6日、平成31年1月10日、2月7日、3月7日

■場所 オアシスセンター2階機能訓練室

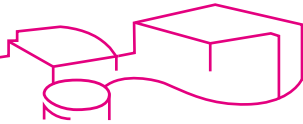
■参加費 1回100円(お茶代)

■問い合わせ先 地域包括支援センター

☎(48)1111(内1127・1128)



お知らせ
information



町立図書館の各種講座を開催

各講座とも、対象は一般成人で受講料は無料です。5月8日(火)までに電話か直接図書館で申し込んでください。

受講の際は筆記用具をお持ちください。

文学講座

- **内容** 古典の名作「古事記」をやさしく学びます。
- **講師** 日本福祉大学名誉教授 福岡猛志さん
- **期間・回数** 5月～平成31年3月の第3金曜日(全10回)
- **時間** 午後1時30分～午後3時30分
- **定員** 10人

童話作法講座

- **内容** 創作童話の作り方、書き方を指導・添削します。
- **講師** 矢口栄さん
- **期間・回数** 5月～11月の第2木曜日(全6回)
- **時間** 午後1時30分～午後3時30分
- **定員** 20人

風土記講座

- **内容** 町内各地に残る伝統行事や風習・習慣を調査し、冊子にまとめます。
- **講師** 神谷温三郎さん
- **期間・回数** 5月～平成31年2月の第2水曜日(全8回)
- **時間** 午後1時30分～午後3時30分
- **定員** 10人
- **申し込み・問い合わせ先**
町立図書館 ☎(48)6231

今月の納税など

固定資産税、都市計画税

全・1期分

納税期限は**5月1日(火)**

※口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。

障害者手当額が改定されました

障害者手当は、重度の障害を有する在宅の障がい者や障がい児、障がい児を監護・養育している方に支払われる手当です。消費者物価指数の変動により、4月から障害者手当額が次のとおり改定されます。

区分		4月からの月額 (3月までの月額)
特別障害者手当	A級	33,790円(33,660円)
	B級	27,990円(27,860円)
	C級	26,940円(26,810円)
障害児福祉手当	A級	21,550円(21,480円)
	B級	15,800円(15,730円)
	C級	14,650円(14,580円)
経過的福祉手当	A級	21,550円(21,480円)
	B級	15,800円(15,730円)
	C級	14,650円(14,580円)
特別児童扶養手当	1級	51,700円(51,450円)
	2級	34,430円(34,270円)

問い合わせ先

【特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当について】
住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111(内1121)

【特別児童扶養手当について】
子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1130)

児童扶養手当額が改定されました

児童扶養手当制度では、生活の安定と児童の健全育成のため、ひとり親家庭などに手当を支給しています。消費者物価指数の変動により、4月から児童扶養手当額が次のとおり改定されます。

区分		4月からの月額 (3月までの月額)
児童1人のとき	全部支給	42,500円(42,290円)
	一部支給	42,490～10,030円(42,280～9,980円)
児童2人のとき	全部支給	52,540円(52,280円)
	一部支給	52,520～15,050円(52,260～14,980円)

※児童3人以上の場合は、3人目から児童が一人増すごとに最大6,020円が加算されます。

■ **問い合わせ先** 子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1130)

愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃改定のお知らせ

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的に、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃額が、3月25日から改定されました。

改定された工賃は、愛知県内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通しおよび防水栓通し業務に従事する家内労働者に適用され、その業務を委託する委託者は最低工賃以上の工賃を支払わなければなりません。

改定工賃などの詳細は、愛知労働局ホームページをご覧ください。問い合わせ先にご連絡ください。

■ **問い合わせ先** 愛知労働局労働基準部賃金課 ☎052(972)0258
半田労働基準監督署 ☎(21)1030

お知らせ

**都市計画に関する
公聴会を開催**

「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について公聴会を開催します。傍聴を希望される方は、当日直接会場にお越しください。会場の収容人員を超える場合は、入場制限を行うことがあります。

公聴会で公述を希望される方は、公述申立書を4月10日(火)～24日(火)(必着)に愛知県建設部都市計画課へ提出してください。

公述の申し立てがなかった場合は、公聴会を行いません。

■日時 5月26日(土)
午後2時～

■場所 半田市市民交流センター(クラシティ3階)ホール

【原案の閲覧】

■期間 4月10日(火)～24日(火)(土曜日・日曜日を除く)

■閲覧場所 愛知県建設部都市計画課または役場建設環境課

※愛知県建設部都市計画課のホームページからも閲覧できます。

【意見募集】

「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、公聴会の開催に加えて、皆さまからのご意見を募集します。詳細は、愛知県建

設部都市計画課のホームページをご覧ください。

■提出・問い合わせ先

愛知県建設部都市計画課
☎052(954)6515(ダイヤルイン)
(〒460-8501 住所不要)

**在職者対象訓練「スキル
アップ講座」受講者を募集**

■講座名 第二種電気工事士筆記試験対策講座

■対象 第二種電気工事士試験(筆記)を受験予定の方

■日時 5月19日(土)、20日(日)の2日間で、1日目は午前9時10分～午後4時30分、2日目は午前9時10分～午後3時40分

■場所 岡崎高等技術専門学校

■定員 30人(定員を超えた場合は抽選)

■内容 第二種電気工事士試験(筆記)のための理論、法規、鑑別、配線図などの演習

■応募期限 5月1日(火)(必着)

■受講料 1,600円(テキスト代(税込1,188円)別途必要)

■持ち物 筆記用具

■申し込み方法 往復はがきまたは電子メールで講座名、郵便番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、職業をお知らせください。

■申し込み・問い合わせ先

愛知県立岡崎高等技術専門学校在職者訓練担当

☎0564(51)0775

〒444-0802岡崎市美合町平端24番地

電子メール

okazaki-senmonko@pref.aichi.lg.jp

編集後記

今年も大盛りだった「あぐいっしょクッキングスクール」。その裏で、当日の準備や片付けの現場は戦場でした。そんな中、町民ボランティアの皆さんには、献身的にお手伝いをしていただきました。フル回転していただいたにも関わらず「楽しかった。また手伝ってもいいよ」と笑顔で話す皆さんには、本当に頭が下がりました。

そして、帰り際に「ありがとうございました！」と声を掛けてくれる親子も多くいました。そのお礼の一言に、疲れ顔だった私も思わずニコリしてしまいました。

笑顔で活動するボランティアの皆さんや優しい言葉を掛けてくれる親子。今回に限らず、そんなステキな町民の皆さんに取材先で出会うことが多くあります。その度に、「阿久比って、いいまちだな」と感じずにはいられません。町民歴が短い私も、早く「いいまち」を支えられるような町民になりたいものです。

ロビーコンサート

～憩いのひとときをあなたに～

音楽の生演奏を聴いて、ほっこりと心癒やされてみませんか?

ロビーコンサートが始まって通算25回目になる今回は、高橋真珠さんによるバイオリンのコンサートです。東京都出身の高橋さんは海外での演奏経験も豊富なプロバイオリニスト。近年は東海地域を新拠点として演奏活動を展開しています。ぜひ極上の音色を聴きにきてください。

※本年度は、コンサート開催日を第3水曜日に固定せず、随時広報にてお知らせしますので、日程をご確認ください。

【第25回】

♪～高橋真珠バイオリンコンサート～♪

■日時 4月17日(火)午後0時15分～(30分間)

■場所 庁舎1階ロビー

■出演者 高橋 真珠さん



■曲名 バッハ無伴奏パルティータから「シャコンヌ」、「プレリュード&ガボット」他

■問い合わせ先

Mオアシス(代表 近藤由美子) ☎(48)4947



「住民税1%町民予算枠制度」
わくわくコラボ採択事業

ふれあいの森へ行こう

早朝開放をご利用ください！

ふれあいの森では早朝開放を実施しています。早朝の爽やかな空気の中、ウォーキングなどを楽しみませんか。

町民の皆さんの憩いの場、健康増進の一助としてご利用ください。

- 期 間 4月1日(日)～9月30日(日)
- 開場時間 午前6時～(通常は午前9時開場)
※体育室、デイキャンプ場、パターゴルフ場の利用は午前9時からです。
- 問い合わせ先 ふれあいの森 ☎(48)8431



写生大会を開催

愛知県労働者福祉協議会知多支部では、知多半島5市5町と中日新聞社の後援による写生大会を開催します。

どなたでも参加でき、小学生以下の方には参加賞を用意しています。家族や友達同士でご参加ください。事前の申し込みは不要で、画用紙は配布します。画板、絵の具、絵筆などは各自持参してください。



- 日 時 4月7日(土)午前9時30分～午後2時(雨天の場合は8日(日)に順延)
- 会 場 ふれあいの森
- 表彰・作品展 県知事賞など優秀作品には表彰状や記念品を贈呈し、7月中旬には中央公民館で作品展を開催する予定です。
- 問い合わせ先 愛知県労働者福祉協議会知多支部事務局 ☎(21)4032



阿久比町民憲章

- わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。
- ◎ホタル飛びかう、豊かな自然を守ります。
 - ◎歴史と伝統を守り、教養を高めます。
 - ◎スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
 - ◎オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
 - ◎ボランティア活動に、すすんで参加します。

- 発行/阿久比町(〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 ☎0569(48)1111)
 - 編集/総務部政策協働課
 - 阿久比町ホームページ <http://www.town.agui.lg.jp/>
- 資源を大切に！この用紙は再生紙を使用しています。



人口と世帯



世帯数	10,527 (+3)	2月中の異動	
人 口	28,685人(-3)	出生 26	転入 50
男	14,216人(+12)	死亡 21	転出 58
女	14,469人(-15)		
()は前月との増減数		平成30年3月1日現在	



- 目の不自由な方が広報あぐいを利用できるよう声の広報ボランティア「あいうえお」がCDに音訳録音しています。録音したCDを利用希望者へ無料で送付しています。利用希望者は、下記までご連絡ください。
- 問い合わせ先 町社会福祉協議会・ボランティアセンター☎(48)1111(内1523)